

第5章

施策の展開

この章では、第4章で示した7つの基本目標ごとに社会情勢を踏まえたうえでの地域における課題分析や、それらの課題に対応していくための基本的な考え方と基本目標達成のため市が多様な主体との協働により実施する施策や取組の詳細、それに対応する市の事業等について記載しています。

また、基本目標ごとにきずな計画における主な関連基本目標等を記載し、相互の計画の関連を示しています。

基本目標 1

共に支え合うまちづくり



市民一人ひとりが互いの人格と個性を尊重しながら、共に生きるという意識はまちづくりの基本です。

障がいのある人もない人も、高齢者も子どもも、地域の一員として共に支え合い、差別や偏見のない福祉社会を築き上げることが市民の願いです。

支え合いのあるまちづくりを推進するためには、「福祉」を特定の人のためのものであるように限定的に捉えるのではなく、市民誰もが自身の能力や関心に応じて自分らしい生活を送ることができるまちづくりというように、広い視野で「福祉」を捉え直す必要があります。

広い視野での福祉を実現するためには、市民一人ひとりの福祉に対する意識の変革や地域活動への参加啓発を行いながら、地域の中で孤立している人たちを地域と結び付け、人間関係を深めていくための仕組みづくりが必要です。

そのために、市は幼児教育、学校教育、社会教育などあらゆる機会を通じて福祉教育を推進するとともに、市民の福祉意識の高揚を図り、ノーマライゼーション理念を普及するこ



▲聴覚に障がいのある方とのコミュニケーションを学ぶ手話サポーター養成講座

とが重要です。

一方、行政は市民の意見を大切にしながらまちづくりを行うとともに、市民一人ひとりには地域に関心を持ち、地域のことを知り、地域でのきめ細かな活動に参加していくことが必要となります。

また、国においては、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて包括的な支援体制を構築し実践していくための一つの方法として、市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、複雑化・複合化した様々な地域生活課題を分野や組織の枠を超えて地域全体で解決していく「重層的支援体制整備事業」が示されました。

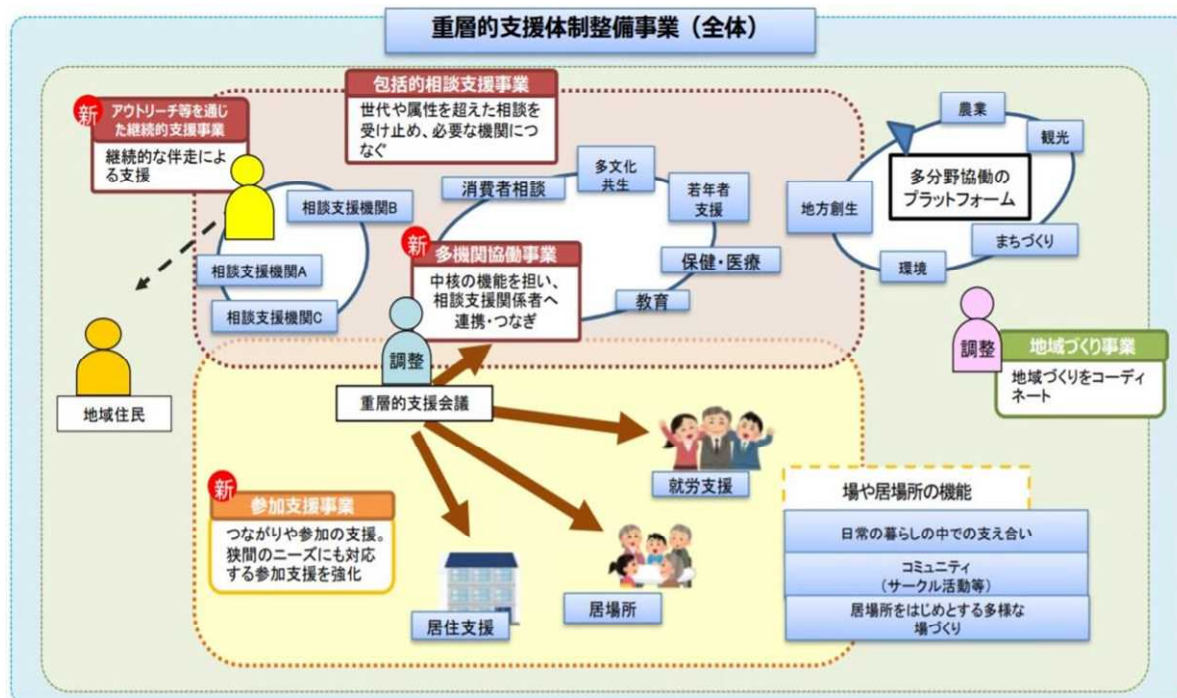
本事業を進めるに当たっては、市民や社協に代表されるような地域活動に取り組む様々な団体、市役所をはじめとする行政機関等、多種多様な人・団体の共通の理解と主体的な取組の展開が必要となります。

この構成される人・団体も、保健福祉分野だけではなく、市民活動や商業関係など、従前の福祉施策よりも幅広いものとなります。そのため、各人・各団体が、それぞれ参画する意義や目的、メリット、デメリットなどを正しく認識した上で、役割を果たしていただく必要があり、十分な準備なしに制度を構築すると、これまで築いてきた人・団体間の信頼関係すら揺らぎかねません。

制度の構築に当たっては、すべてを新たにつくるのではなく、既存の仕組みを再認識し、大きな枠組みの中で果たすべき役割を定義し、不足するものは都度、関係者間で協議し、対応策を練るなどの柔軟性が求められます。

本市においても、本事業の実施に向けて、各部署にある相談窓口や情報共有を行う会議体など庁内外のネットワークを活かしながら、市民や多くの関係機関等との話し合いを深め、共通認識のもとで属性を問わない相談支援やアウトリーチによる支援体制の構築、社会とのつながりや参加の支援、地域やコミュニティにおける支え合う関係性の育成支援等へつなげる取組を進めていきます。

図4-2 重層的支援体制整備事業のイメージ



【厚生労働省ウェブサイトより】

●目標達成のための取組

内容	主な関連事業等
<p>(1) ノーマライゼーション理念の普及</p> <p>○誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくことができるように、市民や福祉関係者等と協働で制定した「登別市ぬくもりある福祉基本条例」の理念に基づき、福祉のまちづくりを推進します。</p> <p>○認知症サポーター養成講座やあいサポーター養成講座など市民向けの研修を継続し、福祉教育の充実に努めるとともに、各種講演会や行事などのあらゆる機会を通じてノーマライゼーション理念や地域福祉の重要性について普及啓発を図ります。</p> <div data-bbox="730 1599 1110 1854" data-label="Image"> </div> <p>▲障がいへの理解を広めるあいサポーター養成講座</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座 ・高齢者見守り支援事業 ・あいサポーター養成講座 ・総合相談支援事業 ・窓口対応時対話支援機器整備事業費

<p>(2) 包括的な支援体制の構築</p> <p>○住民にとって身近な場所において、複合化・複雑化した支援ニーズやひきこもりなど制度の狭間にいる方等の課題を包括的に受け止め、福祉以外の様々な分野と連携した参加支援や多様な出口支援へとつなげる「断らない」相談・支援体制の構築に向けて取組を進めます。</p> <p>○介護、障がい、子ども、生活困窮など既存の相談体制やネットワークを活かしながら、各分野を横断した多機関の協働による重層的なセーフティネットの構築を目指します。</p> <p>○町内会等と社協が連携して実施する、町内会等単位による小地域ネットワーク活動の体制整備を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業 ・安心キット配付事業補助金 ・地域包括支援センター運営事業 ・登別市連合町内会助成事業 ・町内会運営費助成事業
<p>(3) 地域福祉活動の推進</p> <p>○市民及び関係機関の連携による支え合いや地域における公益的な取組の促進に努めます。</p> <p>○通いの場など交流の拠点整備や見守り体制の構築をはじめとする地域住民の地域福祉活動への参加を支援します。</p> <p>○社協と連携し、登別市ボランティアセンターの機能強化を図り、市民ニーズに応じられるボランティア活動の推進や人材育成に努めます。</p> <p>○民生委員・児童委員をはじめ、市民の地域福祉に関する活動への参加促進へ向けた環境整備に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会補助金 ・民生委員児童委員活動事業 ・高齢者見守り支援事業 ・登別身体障害者福祉協会助成事業

※上記の「主な関連事業等」欄に掲載している事業は、本計画策定時に市が行うこととしている事業です。市の事業はこのほかにもありますが、左欄の代表的な事業を掲載しています。



「共に支え合うまちづくり」に対応する きずな計画の取組

主な関連基本目標：①きずなを育て確かめる

地域福祉を推進するためには、市民の福祉に対する関心や意識を高める福祉教育が大切です。また、人との出会いや関わりは福祉のこころを育てていくことに他なりません。

そして、人と関わることに喜びを持ち、生きがいを感じながら共生共存社会を実現するためには、人材を育て、組織・団体を支援することが肝心です。

そのため、福祉活動に高い熱意を持った市民で構成する「きずな推進委員会」を組織し、市民が主体的に取り組む福祉活動（きずな活動）を全市的に進めるほか、市内8小学校区の特성에応じた取り組みを校区きずな推進委員会が中心となり行います。

そんな市民の心意気と実践を確かめ合い、役割を持ちながら福祉活動に参加できるとともに、地域での困りごとを丸ごと受け止めるための拠点を充実させなければなりません。

現中学校区圏域を基本に「地域福祉活動の拠点」の設置を進め、住民による身近な福祉相談や見守り、地域での困りごとの解決、誰もが生きがいや役割をもって参加できる活動の創出などを進めます。



▲あえる^{ステーション}STATIONを拠点に買物支援と居場所づくりを行う「地域拠点丸ごと支え合い事業」



▲市民が主体的に取り組む福祉活動（きずな活動）を進める「きずな推進委員会」

第4期きずな計画では、これらの取り組みを「高める（福祉への関心を高める）」「学ぶ（学習の機会と場を提供する）」「深める（福祉への理解を深める）」「育つ・育てる（福祉の人づくりを進める）」の4つの観点により推進し、福祉への意識と関心の向上に取り組めます。

基本目標 2

のびやかな人生が息づくまちづくり



高齢者が住み慣れた地域で安心してのびやかな人生を送るためには、心身が健康であるとともに、生きがいを持って自分らしく暮らすことが大切です。そのためには、心身の健康維持や回復についての取組はもちろん必要ですが、長寿社会の到来により人生の時間が増大している中で、どのように自分らしく生き生きと暮らしていくのかということが大きな課題となっています。

今後、人口に占める高齢者の割合がますます増えていくと見込まれており、一人ひとりが「このような課題を地域社会の中でどう解決していくのか」や「心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」をどこに求めるのか」ということを考えていかなければなりません。

地域での福祉活動にとどまらず、自らの知識、経験、能力、技術、趣味などを生かした活動により、生きがいを感じられる機会を増やすことも大切です。

また、生きがいづくりは保健・医療・福祉の分野を超えるものであることから、市民や事業者などと連携して、生きがいづくり活動の促進を図る必要があります。このような取組は、地域の活力につながるものであり、高齢者に限らずあらゆる世代に共通する課題とも言えます。


高齢者への公的な福祉サービス等については、「登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき介護サービス基盤を計画的に整備するとともに、介護人材の育成、介護保険事業者との連携などにより、利用者に対応した質の高いサービスを展開していくことが必要です。

また、在宅での家族介護者やひとり暮らし高齢者などに対する地域での支え合い体制の充実も重要となります。



●目標達成のための取組

内容	主な関連事業等
(1) 長寿社会の基盤づくり ○高齢期に活力ある生活を送るため、健康の保持増進や介護予防に取り組むことができる環境づくりを推進	・登別市老人クラブ連合会補助金

<p>するとともに、地域のニーズや実情に応じた健康づくり活動を展開します。</p> <p>○高齢者が地域で活動し、能力を発揮できる場やチャレンジできる場の提供、フレイル予防・生活支援等に主体的に取り組むことで社会参加・貢献し、生きがいを感じることができるよう、高齢者の地域・社会活動を推進する環境づくりに取り組みます。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ運営補助金 ・敬老行事補助金 ・一般介護予防事業 ・生活支援体制整備事業
<p>(2) 高齢者福祉の充実</p> <p>○高齢者のニーズに応じて、自立支援、在宅医療、介護予防、住まいの確保などの生活支援サービス(※18)を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を進めます。</p> <p>○高齢者が安全で自立した日常生活を営むことができるように、地域住民や団体、学生などに認知症等に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、地域のネットワークによりはいかい高齢者の早期発見等、地域における見守り体制の推進を図ります。</p> <p>○認知症高齢者等への円滑な支援が行われるよう、関係機関との連携により成年後見制度(※19)等を通じた権利擁護の充実、支援体制の推進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営事業 ・高齢者等緊急通報機器設置 ・認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業(高齢者) ・高齢者見守り支援事業 ・成年後見支援センター事業 	
<p>(3) 介護サービスの充実</p> <p>○広報紙、市公式ウェブサイト、出前講座などあらゆる機会を通じて介護予防の知識を普及啓発するとともに</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム整備事業費補助金 	

※18 生活支援サービス

在宅の高齢者や障がいのある人が介護に頼らず自立した生活ができるよう支援するためのサービスであり、外出支援サービスや配食サービスなどがある。

※19 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力の不十分な方を支援する制度。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人が本人の利益を考えながら、代理として契約等の法律行為を行うなどして、本人を保護・支援する制度。

<p>に、介護保険制度の分かりやすい情報提供に努めます。</p> <p>○高齢者が、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を維持できるようにするため、在宅で受けられるサービスの充実・強化に取り組みます。</p> <p>○介護人材の育成及び介護保険事業者との連携により、利用者に対応した質の高いサービスの充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護サービス給付費 ・介護サービス人材確保対策事業 ・介護保険趣旨普及経費
---	--



「のびやかな人生が息づくまちづくり」に対応する きずな計画の取組

主な関連基本目標：③きずなを紡ぎ支える

8050問題や必要なサービスにつながらないなど複合的な課題がある世帯への包括的な支援は今後も持続される課題です。その人が「その人らしく」自立し生きていくために必要なサービスが提供できる社会を実現したい。

そのため、認知症や障がいなどにより、何らかの支援を必要とする方が、福祉サービスやボランティア活動を通して、住み慣れた地域で自分らしく暮らすため、一人ひとりの権利を護ります。

その人を支える確かなシステムづくりを進めなければなりません、そこにき

こんなお悩みを抱えている方、ご相談ください！

日常生活自立支援事業のご案内

- 手続きがわからない**
一人暮らしで、食事を扱うように慣れてきました。ヘルパーさんに来てほしいけれど、手続きの方法がよくわからなくて・・・誰かに手続きを手伝ってほしいの。
- わすれてしまう**
年金の支給日をよく忘れて、いつも東京に住む娘に教えてもらっています。誰か、身近にいてお金の管理をしてほしいの。
- アドバイスしてほしい**
病院を退院して、一人暮らしを始めました。電気代や水道料を払わなくてはいけなのに、パチンコについお金を使ってしまう。誰かとも話ります。お金の使い方を誰かにアドバイスしてもらわないと不安です。
- 貸守って欲しい**
施設を出て一人暮らしを始めました。この間、福利施設で高級ふとんを買ってしまい、毎月の支払いが多くなって、食費もきりつめています。今後また、こんなことがないよう、誰かに貸守ってほしいです。

北海道地域福祉生活支援センター

▲判断能力が不十分な方の金銭管理等の支援を行う「日常生活自立支援事業」

ずなの力が紡がれていくのです。もちろん下支えする人材の育成も必須です。

地域で支援が必要な方に対する見守り・訪問活動等を行う小地域ネットワーク活動など、住民の参加と協力により同じ地域の中で支えが必要な方々の生活を見守り、地域をつなぐネットワークとして互いの支え合い・助け合い活動を推進します。



▲地域での見守り訪問活動を進める「小地域ネットワーク活動」

第4期きずな計画では、これらの取り組みを「受け止める（困りごとを発見する）」「伝える（必要な情報を提供する）」「つなげる（適切なサービスに結び付ける）」「支える（必要なサービスを提供する）」の4つの観点により推進し、困りごとを解決する仕組みづくりに取り組みます。

基本目標 3

健康を守り育てるまちづくり



健康はすべての人にとっての願いであり、市民一人ひとりの健康は「まちづくり」を支える基盤でもあります。

しかし、食生活が豊かになり、高齢化が進み、生活様式が多様化している現代社会では、毎日の生活習慣と関連が深い糖尿病、心臓病、脳血管疾患などの生活習慣病が増加しており、健康を維持していくことが難しくなっています。

健康で自分らしく生き生きと暮らしていくためには、医療や福祉など、いざという時の支援体制を整えることはもちろん大切ですが、それ以上に、「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、ライフステージ（※20）に応じた健康に関する情報収集、食育などの健康教育、軽スポーツの実践などを通じて、健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

そのためには、子どもの頃から「健康づくりへの意識づけ」に関する教育が必要であるとともに、誰もが手軽に取り組める健康づくり活動の環境を整えることや、適切な医療や保健サービスを受けられる体制を確保することが必要となっています。





特に、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができるように、母子保健の充実が重要です。

また、疾病を予防する「一次予防」に重点をおいた「登別市健康増進計画（健康のぼりべつ21）」に基づいた健康づくりに取り組む必要があります。

※20 ライフステージ（生涯各期）

人間の一生における年代ごとの段階のこと。乳・幼児期（0～5歳）、学齢期（6～15歳）、青年期（16～29歳）、壮年期（30～44歳）、中年期（45～64歳）、高齢期（65歳以上）に区分している。

●目標達成のための取組

内容	主な関連事業等
<p>(1) 健康づくり意識の確立</p> <p>○こころと身体 の健康づくりに関する知識の普及を図り、市民の主体的な健康づくり意識を醸成します。</p> <p>○健全な食生活習慣の大切さを啓発し、生活習慣病の予防を図ります。</p> <p>○ウォーキング（散歩）や軽体操の実践を含めた健康教室などを活用し、日常の運動やフレイル予防の大切さを啓発します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり事業（健康通信さらり、健康教室） ・からだスッキリ運動教室 ・食育事業（もぐもぐ食育広場、食育おやこ料理教室） ・健康運動推進事業 ・後期高齢者保健事業 ・一般介護予防事業
<p>(2) 保健予防活動の充実</p> <p>○がんの早期発見や生活習慣病予防対策として、各種がん検診や健康診査等を実施し、市民の主体的な健康づくり意識の向上を図ります。</p> <p>○乳幼児期における子どもの順調な成長・発達を促すとともに、親に寄り添い育児不安の解消に努めます。</p> <p>○悩みやストレスの解消方法について普及啓発を行い心の健康維持を推進するとともに、自殺予防に向けた取組を行います。</p> <p>○新型コロナウイルスそのものに対する知識とこまめな手洗いや手指消毒、マスクの着用等による感染予防対策、発熱等の症状がある際の受診方法などについて、普及啓発を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査事業（各種がん検診、ピロリ菌検査、歯周病検診） ・若い世代の健康診査 ・乳幼児保健事業（乳幼児健康診査・健康相談） ・自殺対策事業 ・国保保健事業 ・後期高齢者保健事業
<p>(3) 地域医療の充実</p> <p>○市民の安全・安心を確保するため、地域医療の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療対策事業負担金 ・地域歯科医療対策事業

○急な発病などに対応するため、救急医療体制の確保に努めます。



「健康を守り育てるまちづくり」に対応する きずな計画の取組

主な関連基本目標：②きずなを護り強める

人のいのちや暮らしを護るためには、その人の暮らしている地域社会そのものが、誰もが安心して安全に暮らせる「ところ」でなくてはなりません。

だからこそ、そこに住む市民が主体的に地域の問題を解決する。そんな活動が、必要不可欠です。

そのため、ふれあい・いきいきサロンの推進などを通して、高齢者が自分自身で健康を保持しながら生きがいと役割を持ち、これまでの支える側・支えられる側の関係性を超えた共に支え合う地域づくりを推進します。

大切ないのちと暮らしを護り高めるため、組織づくりや小地域での活動の促進、具体的な活動を通して、人はそのきずなの強さと護ることの意味を見出します。

NPO・ボランティア団体等に対する相談をはじめ、助成や助言、活動機材の貸出や場所の提供などを通して、多様なネットワークの構築を図りながら、健康を守り育てるまちづくりを推進します。



▲NPO・ボランティア団体等を支える「きずなのまちづくり助成事業」



▲孤立を防ぎ生きがいや参加の場づくりを行う「ふれあい・いきいきサロン事業」

第4期きずな計画では、これらの取り組みを「認め合う（一人ひとりの存在を大切にする）」「ふれあう（独りぼっちにしない）」「仲良くする（交流する機会と場をつくる）」「創る（地域での支え合い・助け合いの仕組みをつくる）」の4つの観点により推進し、支え合う地域づくりに取り組みます。

基本目標 4

やさしさに満ちたまちづくり



地域福祉では、個性や価値観を認め合う住民相互の連帯が必要です。例えば、健常者にとっては支障と感じられない事柄であっても、そうでない人たちにとっては生活に不便を感じたり、孤独感などの悩みを抱えたりすることが少なくありません。

このような意識の違いは、時として無関心につながり、お互いの気持ちが悪く離れてしまい、孤立を生む原因になりかねません。福祉のまちづくりのためには、地道にお互いの立場を知り、理解して認め合いながら支え合っていくことが大切です。

特に、障がいに対する無理解や誤解から生じる差別や偏見が無くなったとは言いがたい現状にあります。すべての人から「心の障壁」を取り除いてノーマライゼーション理念を浸透させていくためには、各種の広報・啓発活動の充実を図るとともに、幼少期からの福祉教育、地域や関係機関等と連携した特別支援教育、ボランティア活動などを通じて、障がいのある人となし人とのふれあいを促進していくことが大切です。

障がいのある人や障がいがあると思われる人で日常生活に何らかの支援が必要な人が、地域で安心・自立して暮らしていくためには、お互いの人格と個性を尊重した地域社会の実現が必要となります。

そのためには、障がいのある方を支援する障がい福祉施策を、「登別市障がい者支援計画」に基づき、着実、計画的に推進し、行動の妨げになる施設構造の解消、障がい状況に対応した住居等の確保、就労や訓練の場の確保、社会参加の機会が少ないことや情報の発信・収集手段が限定されていることへの対応、医療支援や相談支援体制の充実など、多くの課題に地域社会が連携・協働して取り組んでいく必要があります。

また、障がいのある家族がいる家庭では、障がいのある人の暮らしを支える親などの支え手が高齢化してきており、将来的に死別などした場合に支え手が不在となるいわゆる親亡き後の問題が大きな課題となっています。親亡き後の問題への対応に当たっては、障がいのある人の今後の生活への備えとして、障がい福祉サービスの体験利用の支援などに取り組む必要があります。

地域では住民相互のつながりが希薄になってきており、お祭りなどの地域行事やボランティア活動な



どへの参加者も減少している状況が見受けられることから、住民相互に支え合う関係を築いていくことができる機会の充実と場の確保など、地域活動への参画や参加者増加につながる新たな仕組みづくりが必要です。

更に、障がいのある人の権利擁護を図るため、障がい者（児）の虐待防止や養護者に対する支援などの体制整備に取り組んでいく必要があります。

●目標達成のための取組

内容	主な関連事業等
<p>(1) 障がい者（児）への理解</p> <p>○障がいや障がいのある人に対する正しい理解が得られるよう、広報紙、各種講習会、福祉教育などあらゆる機会を通じて、ハートバリアフリー（※21）やノーマライゼーション理念の普及啓発を行います。</p> <p>○町内会や小学校等と連携を図り、「ちょっとした手助け」をする応援者（あいサポーター）を養成する「あいサポーター研修」を行うことなどより、あいサポート運動の輪を広げます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポーター養成事業 ・手話推進支援員養成等事業
<p>(2) 障がい者（児）の自立支援</p> <p>○障がいのある人等の日常生活を支援するため、相談支援事業所における相談支援体制の充実を図っていきます。</p> <p>○障がいのある子ども等一人ひとりの特性に応じた適切な支援ができるよう、関係機関と連携強化を図り、相談対応や療育体制の充実に努めていきます。</p> <p>○親亡き後の問題の対応策として、基幹相談支援センターenが中心となり、障がい福祉サービス事業所と連携を図りながら、障がいのある人の将来への備えとし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援事業 ・児童デイサービスセンターのぞみ園運営事業 ・地域生活支援拠点事業 ・日常生活用具給付事業 ・補装具給付事業

※21 ハートバリアフリー（心の障壁の除去）

心のバリア（障壁）をなくして、お互いを尊重しあえるような、住みよいまちづくりを進めていこうという考え方。

<p>て、サービス体験利用などの支援を進めていきます。</p> <p>○障がいのある人等の日常生活に何らかの支援が必要な人の生活を支えるため町内会等、事業者、関係団体などと連携して見守り体制の推進を図っていきます。</p> <p>○判断能力が十分ではない障がいのある人に対して財産管理や契約等の法律行為を支援する成年後見制度について、成年後見支援センターと連携を図り、制度の周知と活用促進に努めていきます。</p> <p>○障がい者虐待防止センター（※22）において、障がい者の虐待防止や養護者に対する支援等を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業（障がい者） ・成年後見支援センター事業 ・身体・知的障害者相談員設置事業
<p>（3）障がい者（児）の社会参加の促進</p> <p>○ハローワーク等と連携し、事業主に対し、障がい者雇用に関する各種助成・支援制度の周知を図るとともに、障がいのある人が短時間就労やトライアル雇用などの多様な形態での就労ができるよう、障がい者雇用に関する理解の促進に努めます。</p> <p>○障がいのある人があらゆる分野の活動に参加できるよう、障がい者団体や支援団体の支援に努めます。</p> <p>○障がいのある人が心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ、レクリエーション及び文化活動を行う関係団体の支援や参加機会の拡充に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立更生促進助成事業 ・地域活動支援センター運営事業 ・社会参加等事業補助金 ・登別身体障害者福祉協会助成事業 ・登別市手をつなぐ育成会助成事業

※22 障がい者虐待防止センター

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、登別市保健福祉部障がい福祉グループにおいて、障がい者虐待に関する通報の受理や、障がい者虐待の防止、相談、指導、養護者の支援などを行う機関。



「やさしさに満ちたまちづくり」に対応する きずな計画の取組

主な関連基本目標：①きずなを育て確かめる

地域福祉を推進するには、市民の福祉に対する関心や意識を高める福祉教育が大切です。また、人との出会いや関わりは福祉のこころを育てていくことに他なりません。

そのため、出前福祉講座や各種研修会などを通して福祉教育を推進することによる、市民一人ひとりの福祉意識の醸成と啓発、人材育成などを行いながら、やさしさに満ちたまちづくりを推進します。

また、人と関わることに喜びを持ち、生きがいを感じながら共生共存社会を実現するためには、そのことを担う人材を育て、組織・団体を支援することが肝心です。

一人ひとりの課題を地域の課題と捉え、市民の福祉に対する関心や意識を高めながら、福祉に関心を持ち地域福祉を支える市民が共に生きる力を育む取り組みを推進します。



▲地域の課題や福祉活動へのおもいを住民同士で確認し合う「住民座談会」



▲学校の総合学習の時間で行われる「ふくしの授業（出前福祉講座）」

第4期きずな計画では、これらの取り組みを「高める（福祉への関心を高める）」「学ぶ（学習の機会と場を提供する）」「深める（福祉への理解を深める）」「育つ・育てる（福祉の人づくりを進める）」の4つの観点により推進し、福祉への意識と関心の向上に取り組めます。

基本目標 5

安心して子どもを生み、健やかに育つまちづくり



少子化は活力ある地域社会づくりに当たっての課題であり、その対策は国にとっても、地域にとっても大きなテーマです。少子化と子育てに関する問題は、単に家庭の問題にとどまらず、将来の経済活動や年金等における社会保障制度の担い手に大きな影を落とすとともに、私たちの地域社会にも影響を及ぼすものとなっています。

近年の経済情勢の低迷に伴い、無職や雇用の不安定な若者が増加しており、「経済的不安」の増大は若年者の結婚観や結婚後の家庭プランへの影響も大きく、若年者が社会的に自立し、家庭を築き、子どもを生み育てていくことが難しい状況になっています。

今日では、ライフスタイルの多様化や女性の社会進出に伴い、男女の固定的な役割分担意識や子育ての多くを女性に頼る生活習慣が変化しつつあり、男女ともに子育てを担うことが求められています。

また、地域においては、時代の移り変わりとともに子どもたちが自由に遊ぶことができる空間が減少する一方、塾や習い事へ通う機会は増えており、子ども同士での遊びやふれあいの時間が減少しています。従来、子ども同士での遊びなどを通じて養われていた社会性や思いやりを身につける機会も少なくなっていると言われております。

更に、核家族化の進行により、家庭や地域の中で受け継がれてきた子育てに関する知識や経験が次の世代に伝わらなくなり、子育ての不安や悩みを抱えながら孤立している親が少なくありません。出産や子育てなどの日常生活に関する情報交換や子ども同士を含めた地域でのふれあいの機会も少なくなり、子育て中の家庭では適切な親子関係づくりが図れず、過保護・過干渉や虐待などの親子関係の問題が生じやすくなっています。親だけが子育ての責任と負担を背負い込むことがないように、親子に直接ふれる機会の多い保健師や地域の人々が温かな一言をかけるなどの心配りや支援が必要です。

このような現状を踏まえ、これからは、若年者の社会的自立と経済的安定を図ることにより、子どもを生み育てる環境を整えながら、「登別市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、次代を担う子どもや家庭への支援を着実・計画的に推進するとともに、地域と家庭との連携により、地域社会全体で子育てを支援することができるまちづくりを推進していく必要があります。



●目標達成のための取組

内容	主な関連事業等
<p>(1) 子育ての不安と負担の軽減</p> <p>○子どもが健やかに育つように母子保健の充実を図るとともに、子育てに関する情報提供や相談を行います。</p> <p>○児童館や学校などの社会資源の活用や、子育てに関する活動を行う団体などと連携・協力により、子どもたちの居場所づくりや交流・ふれあい機会の提供を行い、子どもの社会性や自主性を養われる環境づくりを進めます。</p> <p>○子育てについて助け合う相互援助事業（ファミリーサポートセンター事業）を推進するとともに、事業における提供会員（子育て支援を行う方）の資質向上を図ります。</p> <p>○男女が協力して仕事と子育てを両立することができるよう、市民や事業主に対し、男女共同参画に関する意識改善や職場環境改善の啓発を行います。</p> <p>○子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、医療費、保育料、教育費等の支援を行います。</p> <p>○妊娠期から就学前の子育て期にわたる切れ目のない支援を関係機関と連携しながら行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども医療費助成事業 ・放課後児童クラブ運営事業 ・子育て支援センター運営経費 ・富岸子育てひろば運営業務委託料 ・登別子育て支援センター運営管理業務委託料 ・ファミリーサポートセンター事業 ・お父さんの子育て広場事業 ・子育て世代包括支援センター運営経費 ・登別市特定教育・保育施設給食推進事業 ・教育・保育無償化にかかる関連事業
<p>(2) 児童虐待の防止</p> <p>○学校、幼稚園、認定こども園、保育所、地域住民などと連携して、地域全体で子どもを見守る機能を充実させ、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応・再発防止をはじめとした子どもの権利擁護や少年非行防止に努めます。</p> <p>○児童相談所をはじめ、関係機関等とのより一層の連携を推進するほか、重篤化を未然に防止するための継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止啓発事業



的な見守り強化に向けて、アウトリーチによる支援体制の構築を検討します。



「安心して子どもを生み、健やかに育つまちづくり」 に対応するきずな計画の取組

主な関連基本目標：②きずなを護り強める

人のいのちや暮らしを護るためには、その人の暮らしている地域社会そのものが、誰もが安心して安全に暮らせる「ところ」でなくてはなりません。

そのため、ふれあい・子育てサロンや子ども食堂への支援などを通し、親子が集う場の支援などをはじめ、日頃の悩みなどを相談することのできる子育て支援の体制強化を進めます。

また、地域社会が安心なところであるためには、そこに住む市民が主体的に地域の問題を解決する活動が、必要不可欠です。大切ないのちと暮らしを護り高めるための、組織づくりや小地域での活動の促進などを通して、人はそのきずなの強さと護ることの意味を見出すのです。

民生委員児童委員や自立相談支援機関など市内のあらゆる関係機関・団体との連携による地域内の包括的なネットワークを構築しながら、世代を問わない生活困窮者に関する福祉活動の充実を図り、安心して子どもを産み健やかに育つまちづくりを推進します。



▲世代を問わず生活に困窮する市民に食料品等を届ける「応急生活支援事業」



▲子どもと親の居場所を支える「ふれあい子育てサロン事業」

第4期きずな計画では、これらの取り組みを「認め合う（一人ひとりの存在を大切にする）」「ふれあう（独りぼっちにしない）」「仲良くする（交流する機会と場をつくる）」「創る（地域での支え合い・助け合いの仕組みをつくる）」の4つの観点により推進し、支え合う地域づくりに取り組みます。

基本目標 6

男女が共に参画するまちづくり



日本国憲法に個人の尊重と男女平等の理念がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な法律整備や制度改革が行われてきました。

しかしながら、人々の意識の中には、性別による固定的な役割分担意識は時代とともに変わりつつあるものの、社会的・文化的につくり上げられたジェンダー（※23）が依然として残っています。「男は仕事、女は家庭」というような固定的な役割分担意識にとらわれず、自らの主体性と責任を持って、差別のない、男女が対等・平等な関係の社会を築いていくことが大切です。



▲男女共同参画社会に向けた作品展

活力あるまちづくりを推進するためには、男女共同参画社会の実現を目指し、「登別市男女共同参画基本計画（のぼりべつ・はあもにいプラン21）」を着実・計画的に推進し、男女が多様な生き方を認め合い、喜びも悲しみも責任も分かち合いながら、家庭、地域、職場、政策決定の場などのあらゆる場面で自身の能力を発揮し、活躍することができる男女共同参画社会を実現することが必要です。

●目標達成のための取組


内容	主な関連事業等
<p>（1）男女の人権が尊重される社会の実現</p> <p>○男女共同参画意識の浸透や男女共同参画に関する理解と認識を深めるための情報収集・提供や啓発活動に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会づくり事業 ・民間シェルター運営補助金



※23 ジェンダー

生物学上の性差に対し、社会的・文化的につくり上げられた性差のこと。

<p>○関係機関と連携し、配偶者・パートナーからの暴力を受けている被害者に対応する相談体制や支援体制の充実に努めます。</p> <p>○LGBT（性的少数者（セクシュアルマイノリティ））について、正しい認識と理解の促進に努めます。</p>	
<p>（２）男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現</p> <p>○地域活動や社会活動への男女の積極的な参加を促進するため、意識づくりや環境の整備に努めます。</p> <p>○男女が協力して仕事と子育てを両立することができるよう、市民や事業主に対し、男女共同参画に関する意識改善や職場環境改善の啓発を行います。</p> <p>○女性の職域拡大に努めるとともに、行政における政策や施策決定の場への女性の参画を図ります。</p> <p>○女性の職業能力開発のための環境整備の促進に努めるとともに、再就職や起業を目指す女性への情報提供や支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会づくり事業 ・ひとり親家庭等自立支援給付事業



**「男女が共に参画するまちづくり」に対応する
きずな計画の取組**

主な関連基本目標：④きずなを結び深め広げる

「わたし」の暮らしは、様々なひとや情報、ものやお金、そして社会制度やシステムによって支えられています。それらを有効に活用することが生きる知恵です。一人では生きていけない世の中だからこそ、様々な人や機関・団体が、幸せな暮らしをつくるために連携を強め活動を推し進めなければなりません。誰もがもっと幸せに生きていきたい。



▲地域の福祉活動の現状を伝える「社協だより」の発行

その願いを実現するためにも、人との関係をしっかりと結んだ多様なネットワークづくりが求められます。その結び目に「きずな」がしっかりと紡がれ広がるのです。

そのため、市民一人ひとりの意識を高めていくことや心豊かなボランティア活動等をコーディネートしていく必要があることから、ボランティアセンターの充実をはじめ、広報紙やSNS等を活用して様々な取り組みを周知・啓発することで、男女が共に参画するまちづくりを推進します。



▲世代を超えて地域のボランティア活動を豊かにコーディネートする「ボランティアセンター」

第4期きずな計画では、これらの取り組みを「つながる(共に活動する)」「話し合う(住民同士で話し合う)」「調べる(地域の社会資源や住民の意向を調査する)」「描く(住みよいまちづくりを提案・提言する)」の4つの観点により推進し、一人ひとりの多様な生き方や価値観を尊重し、すべての市民が対等な関係性のもと男女共同参画社会の実現に向け、共に支え合う地域づくりに取り組みます。

基本目標 7

安全で安心して暮らせるまちづくり



子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、誰もが地域の一人として共に支え合う社会を築き上げることが「安全で安心して暮らせるまちづくり」には必要です。

少子高齢化や核家族化の進行が世の中の政治・経済に影響を及ぼしていることは否定できませんが、私たちは自らの責任と権利の中で、政治や経済に関心を持ちながら「暮らしやすいまちづくり」に参画する必要があります。生活基盤の弱い立場にある人に対しては、生活不安や孤独死などが生じないように、生活困窮者自立支援制度をはじめとする生活相談制度や職業訓練制度などを適切に活用しながら、生活の安定と経済的自立、社会的孤立からの脱却を図る必要があります。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災と、それに続く平成30年9月6日の北海道胆振東部地震における被害は私たちに大きな衝撃を与え、いざという時の備えの大切さと防災に関する課題を突きつけました。市民は、「自らの身の安全は自ら守る」ことが防災の基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、互いに協力して被害の防止・軽減に努めることが重要です。

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害や経済的被害を軽減するためには、「家庭内備蓄や非常用持ち出し品の準備」、「防災訓練への積極的な参加」、「防災マップによる危険箇所の把握」など、防災意識の醸成や防災についての認識を常に持つことが大切です。

市は、「登別市地域防災計画」に基づき、市民や関係機関などと連携・協働し、支援が必要な人に対する防災体制の構築を進めますが、

仕事や生活などの 困りごとを共に考え、支援します

電気・ガス・水道を
停められそう

なかなか仕事が決まら
ない

生活費のやりくり
がうまくできない

子どものひきこもりに
悩んでいる

身近に相談できる
人がいない

家賃が
払えなくなりそう

借金の返済に
悩んでいる

働いていない子ども
の将来が不安

仕事や借金、生活の不安など様々なお困りごとをお聞かせください。各種関係機関と連携を取りながら相談員と一緒に考え解決へのお手伝いをします。ご家族などまわりの方からの相談でも受付けます。

気軽に相談してね

無料相談
秘密厳守

ひとりで抱えこまずに、まずはご相談ください
対象の方 登別市内にお住まいの方（生活保護を受給されていない方）

お問い合わせ先
〒059-8701
登別市中央町6丁目11番地 登別市役所 生活支援相談室
(1階8番窓口 社会福祉グループ内)
☎0143(85)1911 [平日 9:00~17:30]

▲生活に困りごとや不安を抱えている方の相談を受け付ける生活困窮者自立支援制度

災害時には、地域住民や町内会等が中心となって対応にあたることも必要となります。

また、近年、核家族化や個人の価値観の多様化などから、隣近所との付き合いはやや薄れ、地域社会の絆が希薄になってきている現状にあります。このような地域社会の形成と、犯罪の増加や凶悪化などの懸念すべき事態とは無関係とは言えません。普段の何気ない付き合いが地域社会における相互の見守りにつながっていた時代から、相互の無関心が様々な犯罪を抑制できない時代へと、私たちを取り巻く環境は移り変わっていることを認識する必要があります。

更に、犯罪への対応には、警察による防犯対策とともに、日常生活における隣近所の付き合いなどを通じた地域の連帯による見守りや防犯力向上が大切です。近年は犯罪者に占める再犯者率が増加しており、本人の自立はもとより犯罪全体を減らすためにも、罪を犯した人の更生は一層重要な課題となっています。罪を犯した人の中には高齢・疾病・障がい・生活困窮・厳しい生育環境・孤立等の様々な事情があり、立ち直りに困難を抱える人もいることから、分野を越えた連携による息の長い支援が必要です。

地域ぐるみで安全を守り育て、情報を共有し、支え合いや助け合いを行っていくことが重要です。

●目標達成のための取組

内容	主な関連事業等
<p>(1) 自立した暮らしへの支援</p> <p>○民生委員児童委員や社協などの関係機関と連携し、経済的に困窮している低所得者及び居住や就労など生活上の問題を抱えている人の情報把握に努め、「生活保護法」による生活扶助や「生活困窮者自立支援法」による自立相談支援、住宅確保のための給付金支援を軸とした横断的な支援を実施します。</p> <p>○8050問題やひきこもり、ケアラー、子どもの貧困問題などの複合的な課題を抱える世帯への支援に取り組むとともに、社会的孤立の問題がある世帯への支援を包括的に行う体制づくりを進める社協の取組を支援します。</p> <p>○経済的自立が期待でき、就労意欲がある被保護者に対して、求職活動を支援し、就労による生活保護からの自立を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉協議会補助金 • 生活困窮者自立支援事業 • 民生委員児童委員活動事業 • 被保護者就労支援事業

<p>(2) 総合防災体制の整備</p> <p>○市民への正確かつ迅速な防災情報等の提供に努めます。</p> <p>○災害別の防災マップを作成・配布し、危険箇所や避難所を広報します。</p> <p>○総合防災訓練や防災研修を実施し、地域住民や職員の防災意識の浸透や災害時の行動対応の向上を図ります。</p> <p>○関係団体と連携し、避難行動要支援者の把握及び日常的な見守りや災害ボランティア受け入れの体制づくりに努めます。</p> <p>○災害発生時に福祉避難所の設置・運営が円滑に行えるよう検討を進めます。</p> <p>○避難行動要支援者の個別避難計画の作成に向けて取組を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識普及啓発活動事務 ・総合防災訓練 ・地域防災組織の構築 ・防災対策強化事業 ・防災資機材購入費補助事業 ・防災情報の伝達装置に係る維持管理
<p>(3) 地域ぐるみでの見守り・防犯体制の整備</p> <p>○町内会等や関係機関と連携し、防犯上の問題がありそうな施設・設備や公的場所・私的場所などを把握し、安全な生活環境の整備に努めます。</p> <p>○警察署や登別消費者協会をはじめとする関係機関と連携し、防犯情報の共有や犯罪発生情報の提供に努め、とくに、消費者被害の防犯意識や被害予防意識の啓発に努めます。</p> <p>○犯罪や非行のない地域社会の実現を目指すため、登別地区保護司会（※24）との連携を図り、各種啓発活動等に努め、地域の連帯に基づく見守りや防犯力の向上に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登別地区保護司会補助金 ・室蘭登別防犯協会連合会助成金 ・防犯灯設置費補助事業 ・町内会運営費助成事業 ・登別市連合町内会助成事業 ・登別消費者協会運営助成金



※24 保護司会

犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与することを使命とする保護司（保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアで、保護観察官と協力して職務に当たる）の地区ごとの組織。

(4) 再犯防止等の推進（登別市再犯防止推進計画）

- 犯罪をした人等への就労や定住先の確保に向けた相談や保健医療・福祉サービスの提供等により、分野を越えた連携を図りながら、社会復帰に向けた支援を行います。
- 犯罪をした人等の更生を助けることを目的としている保護司や法務省関係機関、北海道等との情報共有や連携強化を図ります。
- 「社会を明るくする運動」や学校と連携した修学支援の実施等を通じて、青少年の犯罪や非行の未然防止、立ち直り支援、更には犯罪をした人等の更生について理解を深める取組を推進します。
- 地域における更生保護活動の拠点である、登別市更生保護サポートセンターの運営を支援します。



▲社会を明るくする運動・メッセージ伝達式

- 社会を明るくする運動
- 登別地区保護司会補助金



「安全で安心して暮らせるまちづくり」に対応する きずな計画の取組

主な関連基本目標：⑤きずなを高め保障する

市民の暮らしは、自らが護ることはもちろんですが、そうできない事態はいつでも生まれます。だから、家族はもとより身近な人や知人友人、地域の方々との「きずな」を確かなものにしなければなりません。もう一方で、公的な支援の充実も重要なことです。

社協では、大規模災害が発生した際に、災害ボランティアセンターの運営が想定されることから、日頃から行政、市民、社協等の関係機関が連携・連動を図り、災害に関する様々な体制づくりを整備してお

くことで、大切ないのちと暮らしを
護り高める安全で安心して暮らせる
まちづくりを推進します。

また、地域福祉を推進する母体で
ある「社会福祉協議会」の基盤を強化
することが、「わたし」のいのちと暮
らしを護ることもなります。

そのため、市民の活動と連動しな
がら、地域の課題を地域で解決して
いくための事業の安定・継続的な財源の確保を進めます。



▲「災害ボランティアセンター」
支援に関する協定締結



▲増大する福祉需要に対応できる
財源を確保するための「チャリ
ティー市民演芸会（社会福祉基
金造成事業）」

第4期きずな計画では、これらの
取り組みを「ととのえる（市民主体の
組織体制を確立する）」「募る（きずな
を推進する財源を確保する）」「確かめ
る（きずなの進捗状況を把握し運営管
理する）」「強める（きずなの推進母体
である社協組織の基盤を強化する）」
の4つの観点により推進し、きずなの
推進体制を確立するために取り組み
ます。